

平成 18 年 3 月 22 日

金融庁監督局総務課 御中

社団法人 全国地方銀行協会

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正
について」に対する意見等

標記について、別紙のとおり意見・確認事項を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以 上

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正について」に対する意見等

1．提出主体：社団法人 全国地方銀行協会

2．連絡先：住所 〒101 - 8509 東京都千代田区内神田 3 - 1 - 2

電話番号 03 - 3252 - 5171

FAX番号 03 - 3254 - 8664

E-mail kikaku@po.^{いざやま}chiginkyo.or.jp

担当 企画部 諫山

3．意見

NO.	該当箇所	意見等の概要	具体的意見等
1	(Fit and Proper 原則) - 1 - 2 主な着眼点	取締役の適格性および選任議案の決定プロセスについて、画一的な検証や拡大解釈による経営関与が行われないよう、透明性ある運用に留意願いたい。	取締役の適格性の要素として示された事項は常識的・一般的なものであると理解するが、「知識及び経験」、「十分な社会的信用」の拡大解釈による経営関与を招くことのないよう、透明性ある運用に留意願いたい。
			取締役の適格性の要素として示された項目は、各金融機関が取締役の選任議案の決定プロセスにおいて勘案すべき要素の例示であり、第一義的には、各金融機関がこの要素等を参考にしつつ取締役の適格性を判断するとの理解でよいか確認したい。

NO.	該当箇所	意見等の概要	具体的意見等
			例えば - 1 - 2 (2) e . にある「故意又は重大な過失」の有無については、金融監督当局より受けた業務改善命令等の原因を生ぜしめた部署の責任者であったかどうかという形式的な視点ではなく、本人の故意による直接的関与の有無や、内部管理面で著しく注意を怠ることはなかったかといった重過失の有無について各金融機関が判断し、その内容を当局に合理的に説明できればよいとの理解でよい。
2	(Fit and Proper 原則) - 1 - 2 主な着眼点 別紙様式 4 - 10	別紙様式 4 - 10 (取締役就退任届出書) の注記に記載されている「参考となるべき事項を記載した書類」は、あくまで任意提出であるという理解でよい。 また、その書類には、各金融機関が取締役の選任にあたり、改正案で示された要素を勘案して取締役として適格であることを確認した旨を記載するとの理解でよい。	別紙様式 4 - 10 (取締役就退任届出書) の注記に記載されている「参考となるべき事項を記載した書類」の添付は、監督指針改正案の概念ペーパーにおいて、あくまで「任意」である旨が示されており、各金融機関の主体性を尊重した運用がなされものであり、各金融機関で取締役の適格性について十分なチェックを行っていれば、「確認書」を提出する必要がないと理解してよい。 また、「確認書」を提出する場合は、必ずしも各項目に係る疎明資料を求めるものではなく、各金融機関が取締役の選任にあたり、改正案で示された要素を勘案して取締役として適格であることを確認した旨を記載すればよいとの理解でよいことを確認したい。

NO.	該当箇所	意見等の概要	具体的意見等
3	(バーゼル 第2の柱) - 2 - 2 統合的なリスク管理等 - 2 - 4 信用リスク - 2 - 5 市場リスク	改正案において明示されているとおり、各金融機関の「それぞれの経営戦略」、「規模及びリスク特性等」、「自己管理型のリスク管理」等に配慮した、「自発的な取組みを最大限尊重」した運用に留意願いたい。	地域金融機関が抱えるリスク特性は、金融機関の規模、地域等によって区々であり、当然にリスク管理方針も異なるものである。地域金融機関は、地域経済への影響等も勘案しつつ、重要な経営課題としてそれぞれのリスク特性に応じたリスク管理の高度化に取り組んでいるところであり、こうした各金融機関の自発的な取組みを最大限尊重した柔軟な運用に留意願いたい。
4	- 2 - 2 - 1 (2) 主な着眼点	統合的なリスク管理の検証の着眼点として、主要なリスクがTier 1でカバーされているかという項目があるが、リスク管理方針は各金融機関で区々であると理解しており、Tier 1を基準とした画一的な運用はすべきではない。	例えば、株式の時価が上昇した場合、株式の評価益とリスク量がともに増加するが、配賦原資をTier 1に限定すると、株式の評価益はTier 1で勘案されないため、リスク量のみが増加し、リスクテイクの余地が減少することとなる。主要なリスク量の水準については、各金融機関のリスク管理方針等も踏まえ、Tier 1を基準とした画一的な運用とするのではなく、着眼点を柔軟に運用することとしていただきたい。
5	- 2 - 2 - 1 (2) 主な着眼点 二．ホ	「二．各事業部門等」を「各リスクカテゴリー・各事業部門等」へと修正していただきたい。	金融コングロマリットを形成する主要行と事業部門の構造が単純な中小・地域金融機関とでは、事業部門別管理の必要性は異なると考えられる。 「各事業部門等」には、各リスクカテゴリー別の管理も含む旨を明示していただきたい。 (ホ．の記載では「各事業部門」に「等」が付されていないが、二．と同様の主旨と理解してよい)

NO.	該当箇所	意見等の概要	具体的意見等
6	(バーゼル 第2の柱) - 2 - 5 - 3 アウトライヤー基準	アウトライヤー基準の運用については、当局と各金融機関との双方向の対話を重視するとともに、金融市場等に十分配慮した弾力的な運用に留意願いたい。	安定性改善措置は、通常のアフサイトモニタリングを通じて、各金融機関の適切な市場リスク管理を促すものであると理解しており、アウトライヤー基準の運用については、改正案にも明示されているとおり、「アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされる」ことのないよう、各金融機関との双方向の対話を重視しつつ、金融市場への影響等にも十分配慮した弾力的な運用に留意願いたい。

以 上